

日本学術会議法(抜粋)

第七条 2 会員は、 第十七条の規定による推薦に基づいて
内閣総理大臣が任命する。

8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

第十七条 日本学術会議は(略) 優れた研究又は業績が
ある科学者のうちから会員の候補者を選考し
(略) 内閣総理大臣に推薦するものとする。

菅総理 学術会議関連発言



10月5日 内閣記者会のインタビュー

「推薦された方をそのまま任命してきた前例を踏襲してよいのか考えてきた」

「総合的、俯瞰的な活動、すなわちバランスの取れた行動をすること、国民に理解される存在であるべきことを念頭に判断」

(6人が過去に、政府提出法案を批判したことは)「全く関係ない」



10月9日 内閣記者会のインタビュー

(学術会議作成の名簿は)「見ていない」



10月29日 参議院本会議

「民間出身者や若手が少なく、出身や大学にも偏りがみられることも踏まえ、多様性が大事であることを念頭に、私が任命権者として判断を行った」

菅総理 学術会議会員構成に関する発言と実態



若手が少ない

▶ 任命拒否の宇野教授は 53 才
105 名の内 52 才以下は 11 人



▶ 所属大学に偏り

▶ 105 名の内、東京慈恵医大は小沢教授のみ、
立命館大は松宮教授を含め 2 名



▶ 出身大学に偏り

▶ 105 名の内、
一橋大学・大学院卒は小沢教授含め 4 名



▶ 地方在住者の
多様性

▶ 関東以外の地方の会員は 50.5%



▶ バランスの
取れた行動

▶ 任命拒否により、
第 1 部（人文・社会科学）に 6 名の欠員

過去の政府見解

参議院文教委員会 1983年5月12日

中曽根康弘首相

政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えている

高岡内閣官房参事官

二百十人の会員が研連から推薦されてまいりまして、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにごの条文を私どもは解釈をしている

この点については、内閣法制局において法律案の審査のときに十分その点は詰めた

平成16年1月26日

日本学術会議法の一部を改正する法律案 (説明資料)

日本学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない